

宿泊税のご案内



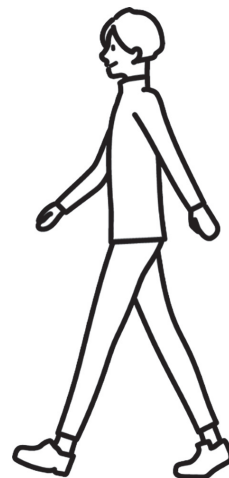
ホームページ

2026年(令和8年)10月課税開始(予定)

国内外から選ばれ続ける観光地として発展していくことを目指し、歴史ある温泉や雄大な自然環境など多様な観光資源を磨き上げ、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため宿泊税を導入します。

観光インフラの整備

- ・観光地のトイレの整備
- ・登山道及び遊歩道の整備
- ・観光地の道路整備



受入環境の整備

- ・二次交通の充実
- ・観光 DX の推進
- ・観光案内看板等の整備

持続可能な観光地域づくりの推進

- ・人材育成・確保事業
- ・DMO 事業
(情報発信事業、観光誘客対策事業等の一部へ充当)
- ・災害時対応基金の創設

宿泊税賦課費

- ・徴収事務費
- ・特別徴収義務者徴収奨励金
- ・システム整備補助金

宿泊料金に応じた、右表の税額を宿泊施設等にお支払いいただきます。
(宿泊税は宿泊事業者が那須町へ申告納入します。)

宿泊税における宿泊料金とは、いわゆる素泊り料金とそれにかかるサービス料等のことをいい、食事代や消費税等は含まれません。

課税免除

- ・年齢12歳未満の者
- ・学校の修学旅行等に参加する児童、生徒、学生及び引率者

宿泊料金(1人1泊)	税額
1万円未満	100円
1万円以上2万円未満	300円
2万円以上3万円未満	500円
3万円以上5万円未満	800円
5万円以上10万円未満	1,500円
10万円以上	3,000円

宿泊税の導入

観光客から魅力的な旅行先として選ばれ続けるためには、観光ニーズへの対応や観光地としての魅力向上が必要であり、持続可能な観光地づくりを推進するためには、安定的な自主財源を確保する必要があります。

昨年8月に(一社)那須町観光協会から宿泊税の導入に関する要望書が提出されたことから、町では新たな観光財源として宿泊税の導入を目指し検討を進めてきました。

6月の町議会定例会において、その財源を確保するための宿泊税導入について議論し、議決された「那須町宿泊税条例」が公布されました。今後、総務大臣の同意を得た後、令和8年10月1日から宿泊税を課税できるように準備を進めています。

▼宿泊税って何だろう

町内のホテルや旅館、民泊住宅などの宿泊施設に料金を支払って宿泊する場合に、その宿泊者に対して課税される税金です。

▼問合せ

○宿泊税の徴収に関すること

税務課庶務諸税係 ☎ 72・6936

○宿泊税の使途に関すること

観光商工課 観光振興係

☎ 72・6918